

3. 「シニア商業施設士」の認定基準（審査証明事業実施要領より抜粋）

会長は、次の各項目の全ての要件を満たしている者であって、諸手続きの申請をした者に対して、「シニア商業施設士」の資格称号を付与する。

1. 商業施設士を取得後、継続 15 年以上資格登録し、登録更新を 5 回以上行っている者
2. 申請時において、商業施設士の資格登録がなされている者

〔付記〕

- (1) シニア商業施設士の資格付与は、登録更新時のみとする。
- (2) 登録期間は 3 年とするが、期間満了時に更新することができる。更新のための要件は、①機関誌の購読、②登録更新の際の諸手続き、など。
- (3) シニア商業施設士と商業施設士（従来までの登録）とは、重複して取得できない。（シニア商業施設士に登録された者は、商業施設士（従来までの登録）から移行されたものとみなす。）
なお、シニア商業施設士の認定基準を満たすものであっても、本人の希望により商業施設士（従来までの登録）をそのまま登録更新することを拒まない。
- (4) 「シニア商業施設士」の資格を取得した者を、直近の本会通常総会で公表する。